

事務連絡
令和2年3月30日

各都道府県私立専修学校主管部課長 殿

文部科学省総合教育政策局
生涯学習推進課専修学校教育振興室

令和2年度私立大学等研究設備整備費等補助金及び私立学校施設整備費補助金
に係る事業募集について（依頼）

私立専修学校の教育基盤の強化や学校施設の防災安全機能強化等を推進することを目的に、本事業の募集を行うこととしました。

つきましては、貴職におかれでは、貴管下の学校法人又は準学校法人が設置する専修学校（専門課程又は高等課程）が令和2年度に本補助金を活用した事業の実施を希望する場合には、下記事項及び計画調書作成要領並びに交付要綱等を熟読の上、計画調書等を作成するよう伝達していただき、貴職において取りまとめ、提出していただくようお願いします。整備計画を提出する予定がない場合にも、その旨御連絡願います。

なお、本事業は令和2年度予算の成立後に実施されるものですが、学校法人等の事業の準備期間の確保により、事業の円滑な遂行を期するためにあらかじめ募集を行うものです。今後、国会における予算の審議状況や財務当局との協議の状況によっては今回募集する事業を含め、内容に変更があり得ることを念のため申し添えます。

記

1. 今回募集する事業

「私立大学等研究設備整備費等補助金（私立大学等研究設備等整備費）交付要綱（昭和51年8月10日文部大臣裁定）」及び「私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））交付要綱（昭和58年7月1日文部大臣裁定）」に定める以下の事業とし、令和2年度に整備が行われる事業（※）

（※ 交付内定日以降に契約が締結され、令和3年3月31日までに対象の建物・設備等の引き渡しを受け、かつ支払いが終了する事業）

- (1) 私立大学等研究設備整備費等補助金(私立大学等研究設備整備費)
 - ① 情報処理関係設備
- (2) 私立学校施設整備費補助金(私立学校教育研究装置等施設整備費(私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費))
 - ①教育装置
 - ②情報通信ネットワーク装置
 - ③専修学校防災機能等強化緊急特別推進事業 (耐震補強工事)

④	〃	(非構造部材の耐震対策)
⑤	〃	(防災機能強化事業)
⑥	〃	(バリアフリー化)
⑦	〃	(アスベスト対策)
⑧	エコキャンパス推進事業	

2. 補助金交付の対象となる者

学校法人又は準学校法人（以下、「学校法人等」とする。）が設置する専修学校（専門課程又は高等課程）

※ 例えは、令和元年度の設置者が学校法人等でない専修学校であっても、補助金申請時には学校法人等により設置された専修学校となり、かつ令和元年度までに卒業生を輩出していれば本補助金の申請の対象となります。なお、個別の事情についてはあらかじめ御相談ください。

3. 補助率の圧縮について

予算額を上回る応募があった場合、交付決定（内定）額については、審査後の補助対象経費に補助率を乗じた後、さらに一律の圧縮率を乗じた額とすることとします（耐震補強工事、非構造部材の耐震対策及びアスベスト対策を除く。）。

（申請状況により、補助率が1/2以下になる可能性があります。）

4. 事業着手日について

本補助金の申請の対象となるものは、文部科学省からの交付内定日以降に着手される事業のみとします。

ただし、計画した教育カリキュラムを実施する上で、特定時期に整備が不可欠など、合理的理由を有している場合のみ、文部科学大臣の事前の承認を経て、交付内定前の事業着手が可能です。

承認手続きについては、別添の「平成18年3月16日付け17高私助第37号」を確認の上、手続き等に遗漏のないようお願いします。

なお、令和2年度の交付内定は7月頃を予定していることから、内定通知の受領前（4～7月）に事業の着手を希望する場合には、事業計画書と併せて以下の提出期限までに事業着手承認申請書を提出願います。（承認があるまでは事業に着手できません。）

5. 計画調書等の提出方法及び提出期限

（1）提出方法

① 学校法人等

＜事業計画書について＞

- ・「計画調書作成要領」等を参照の上、必要となる様式等を作成し、都道府県が別途定める提出期限までに都道府県担当部局へ紙媒体及び電子媒体で提出すること。

② 都道府県

＜事業計画書について＞

- ・学校法人等から提出された計画調書等を確認・取りまとめの上、提出期限までに文部科学省宛に紙媒体及び電子媒体で提出すること。

- ・別紙様式1 「令和2年度私立大学等研究設備整備費等補助金＜専修学校関係＞申請一覧」又は

別紙様式2「令和2年度私立学校施設整備費補助金<専修学校関係>申請一覧」を作成の上、
以下によりE-Mailにて提出すること。

メールの件名：【○○県】補助金別紙様式〇

添付ファイル名：【○○県】別紙様式〇

(2) 提出期限

<事業計画書について>

- ① 私立大学等研究設備整備費等補助金：令和2年5月15日（金曜日）
- ② 私立学校施設整備費補助金：令和2年5月15日（金曜日）

6. 事業募集に係る留意点について

- (1) 学校法人等においては、申請する事業実施のための資金が確保されていること。
- (2) 補助事業の施工業者選定に当たっては、適正性及び透明性が求められていることから、私立大学等研究設備整備費等補助金（私立大学等研究設備等整備費）交付要綱第19条及び私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））交付要綱第19条並びに「建設工事等に係る補助事業遂行に当たっての留意事項」（別紙1）に従うこととし、原則として、入札又は3社以上の業者による見積り合わせ等によること。なお、計画調書の提出に当たっては、あらかじめ施工業者等の選定を行った上で、提出すること。
- (3) 学校法人等が作成した計画調書等の内容について、都道府県担当者に確認事項を送付する場合があること。
- (4) 本補助金により取得し、又は効用の増加した財産については、処分制限期間（「平成14年3月25日文部科学省告示第53号」参照）を定めているため、学校法人等においては、この制限期間中に財産の処分（交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供する処分）を行う場合は、事前に文部科学大臣の承認が必要となること。
- (5) (4)とあわせて、「私立大学等研究設備等整備費（専修学校分）及び私立学校施設整備費補助金（専修学校分）の取扱に関する留意事項」（別紙2）を確認すること。
- (6) 計画調書等について、本募集より、提出要領の表記や様式等について一部変更を行ったため、必ず令和2年3月30日付けの本通知、「計画調書作成要領」を参考の上、作成すること（過去の様式は使用しないで下さい。）。特に、下限額については、別添「09. 施設・設備整備費の下限について」を参照すること。
- (7) 計画調書の様式・提出要領等は、文部科学省ホームページに後日掲載予定です。

URL : http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/1413758.htm
(トップ > 教育 > 大学・大学院、専門教育 > 専修学校・各種学校教育の振興
> 令和2年度専修学校関係施設・設備補助金について)

- (8) 平成30年12月14日に閣議決定された「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急計画」における学校施設等の整備に関する緊急対策等の概要については、平成30年12月14日付け30施参事第44号文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官通知によりお知らせしたところですが、同計画に基づき、専修学校施設の安全対策を早急に行う必要があることから、本補

助を活用した安全対策を検討している学校法人等においては、可能な限り、今回の事業募集において計画調書を提出すること。

(9) 専修学校施設（構造体）の耐震化（以下「耐震対策」という。）を早急に進める観点から、令和2年度当初予算の成立に伴う私立大学等研究設備整備費等補助金及び私立学校施設整備費補助金の募集については、耐震対策が完了している、又は計画等において耐震対策の完了の目途が立っている学校を対象とする（非構造部材の耐震対策及びアスベスト対策については生徒の安全確保の観点から、申請時点において耐震対策が完了している、又は計画等において耐震対策の完了の目途が立っていないとも、必要に応じて補助対象とする。）こととする。

<参考> 適用法令等

- I 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- II 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
- III 私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））交付要綱（昭和58年7月1日文部大臣裁定）
- IV 私立大学等研究設備整備費等補助金（私立大学等研究設備整備費）交付要綱（昭和58年7月1日文部大臣裁定）
- V 補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件（平成14年3月25日文部科学省告示第53号）

【提出先】

文部科学省総合教育政策局
生涯学習推進課専修学校教育振興室 吉田、桑代

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL : 03-5253-4111 (内線 3958)

-Mail : syosensy@mext.go.jp

※ 学校法人等においては各私立専修学校を所轄する都道府県知事部局が提出先であることに留意すること。